

事業保険用

米国ドル建 平準定期保険(100歳満期)

米国ドル建平準定期保険〔無配当〕



米国ドルで
長期保障を準備
できます。

人生100年時代の
会社経営を支える選択。



ご注意
ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまに
ご負担いただく費用があります。

詳しくは9・10ページをご確認ください。

外貨建保険にかかる為替相場
の変動リスク等やご契約にか
かる費用について、動画でもご
確認いただけます。



永続経営を目指す 経営者の望み



優秀な人材の
確保・定着

対外的な
信用力向上

地域貢献

資金繰りに
強い会社

十分な
退職金

後継者の
育成

取引先
拡大

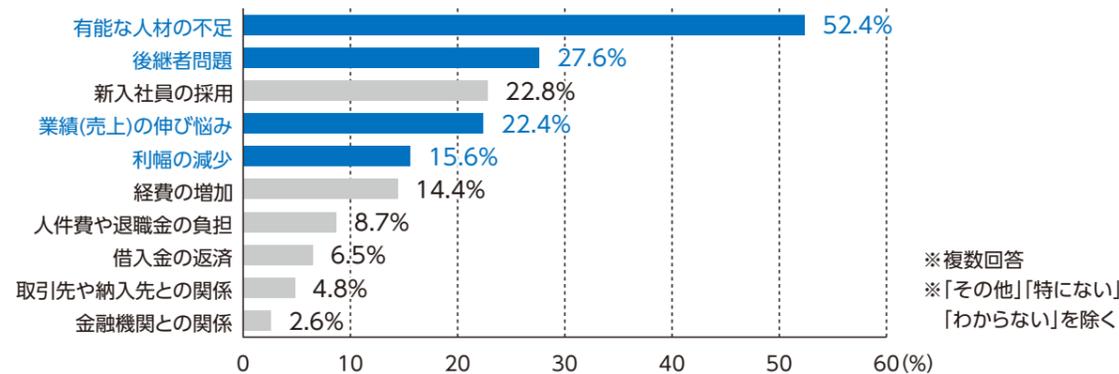
事業拡大

売上の
増加

想いがあるからこそ、経営における悩みはさまざまです

「業績(売上)の伸び悩み」や「利幅の減少」等の喫緊の悩みから、「有能な人材の不足」「後継者問題」等長期の視点で検討が必要な悩みまで、経営者はさまざまな悩みを抱えています。

■ 経営に関する悩み (出典1)



出典1 エフピー教育出版「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

出典2 エフピー教育出版「平成14年 中小企業経営者アンケート」「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

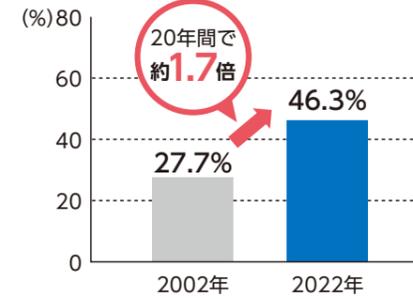
出典3 帝国データバンク「2017年 全国社長分析」「2022年 全国「社長年齢」分析調査」

出典4 厚生労働省「令和4年 簡易生命表」をもとにジブラルタ生命で作成

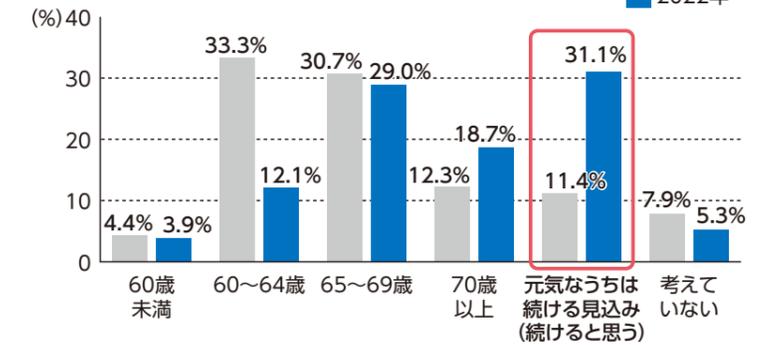
特に、後継者問題を抱える企業が増えているようです

後継者不在の企業は20年間で約1.7倍に増えています。
明確に勇退年齢を決めずに元気なうちは続けたいと考える経営者も増えています。

■ 後継者不在企業の割合 (出典2)



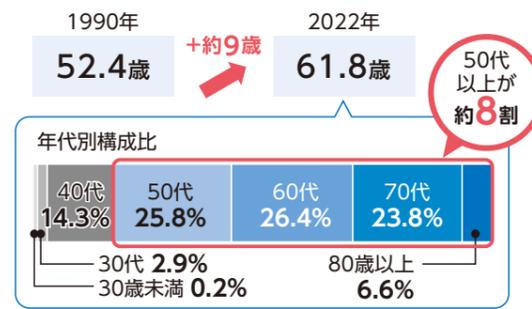
■ 経営者の勇退年齢 (出典2)



在任中に万が一の場合が訪れるかもしれません

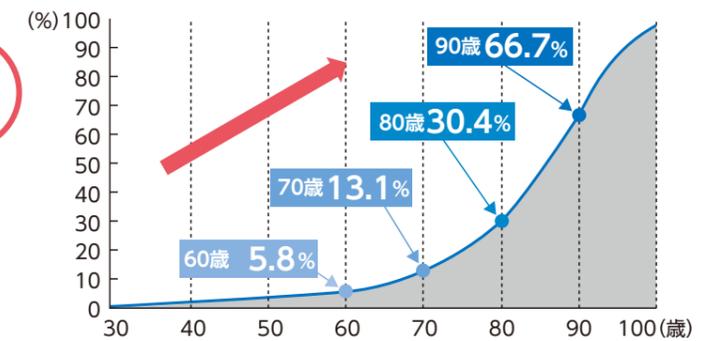
経営者の平均年齢である60歳以降、死亡率は増加しています。
在任中の不測の事態に備える必要はないでしょうか。

■ 経営者の平均年齢(*) (出典3)



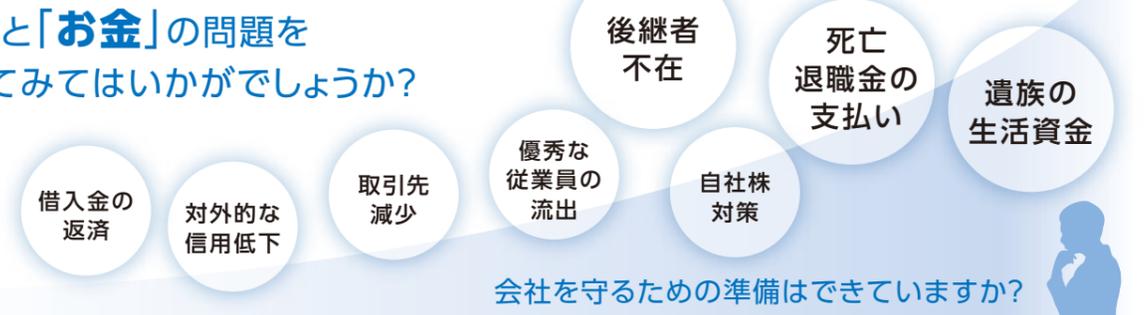
(*)売上規模：1億円未満

■ 死亡率 (出典4)



経営者の万が一の場合に発生するさまざまな問題

特に長期の視点で「人」と「お金」の問題を
考えてみてはいかがでしょうか？



生涯現役と考える経営者が増えているからこそ、長期の視点で保障を準備できる
米国ドル建平準定期保険(100歳満期)をご提案します。

経営者のための、長期にわたる保障を 米国ドルでかなえた保険です。

特徴1 この保険は米国ドル建です。

保険料のお払込みや、保険金・解約返戻金のお受取り等を「円」でご利用いただけます。
 ※この保険には円換算払込特約が付加されていますので、保険料は円によるお払込みになります。
 ※円換算支払特約、円換算貸付特約を付加することで、円による保険金・解約返戻金のお受取り、貸付金のお受取りやご返済が可能です。

▶ 詳しくは9ページをご覧ください。

特徴2 100歳まで保障が続きます。

平均寿命の伸びとともに、ますます長くなる経営者の在任期間に対応し、100歳までの長期保障を準備できます。
 さらに経営環境の変化に応じて柔軟な見直しも可能です。

▶ 詳しくは5・6ページをご覧ください。

特徴3 事業保障資金や死亡退職金・弔慰金の財源を準備できます。

保険期間中に経営者が死亡または所定の高度障害状態になられたときに保険金をお受取りいただけます。
 保険金を、会社を守るための資金としてご活用いただくことができます。

特徴4 ご勇退時の退職金の財源として活用できます。

ご勇退の場合は、経過年数に応じた所定の解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただくことができます。
 ※ご契約当初の解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかですが、保険期間の経過にともない増加していき、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。

▶ 5ページの「ご契約例」をご覧ください。

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
 なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。
 この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。
 したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

▶ 詳しくは9・10ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

必ずご確認ください

ご注意ください



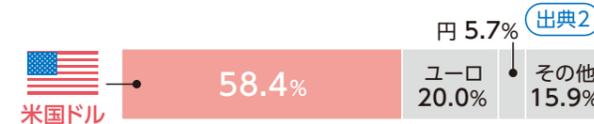
なぜ米国ドルなのか？

■ 米国ドルは、外国為替市場でも多くの流通量があります。

● 外国為替市場に占める取引高シェア(2022年) 出典1



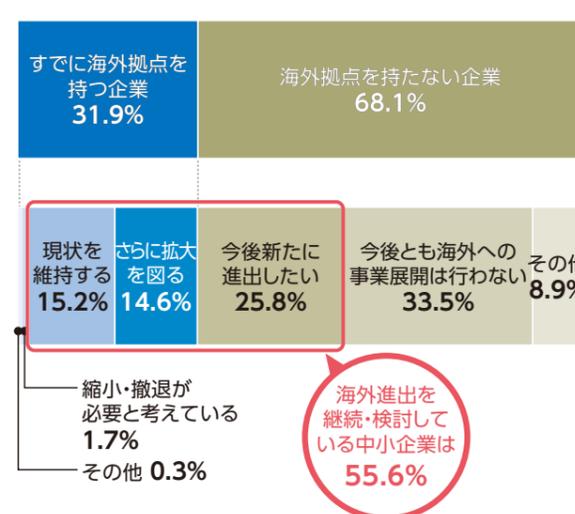
● 外貨準備(*)における主要通貨の比率(2024年3月末時点) 出典2



(*)外貨準備とは、通貨当局(財務省、中央銀行)が、為替介入の際に使用したり、他国に対する外債債務の返済等が困難になった場合に使用する等の目的で保有する外貨準備資金のことをいいます。日本では財務省と日本銀行が外貨準備を保有しています。

■ 海外進出を考えている中小企業は約半数にのぼっており、米国ドルは中小企業にとっても身近な通貨になっていると考えられます。

● 今後の海外進出方針(中小企業) 出典3



■ 米国ドルを通貨とするアメリカの長期金利は、日本よりも相対的に高い水準で推移しています。

● 日米の10年国債利回り推移 出典4



参考 米国ドルの為替レートの推移 出典4



※上記は1993年1月～2024年5月の月初(1日)の利回り・為替レートをもとに作成しています。
 ※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回り・為替相場を保証または示唆するものではありません。

出典1 (公財)国際通貨研究所「国際通貨研レポート 2022年BIS世界外国為替市場調査について 第5図:世界の外国為替市場の上位39通貨による取引額内訳とシェア(2022年)」

出典2 IMF Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves (COFER) 2024年3月末時点をもとにジブラルタ生命で作成

出典3 日本貿易振興機構「速報版」2023年度 ジェトロ海外ビジネス調査 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査をもとにジブラルタ生命で作成

出典4 Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

必要な備えについて

商品の特徴

米国ドルについて

商品のしくみ

「ご契約後のお取扱いについて

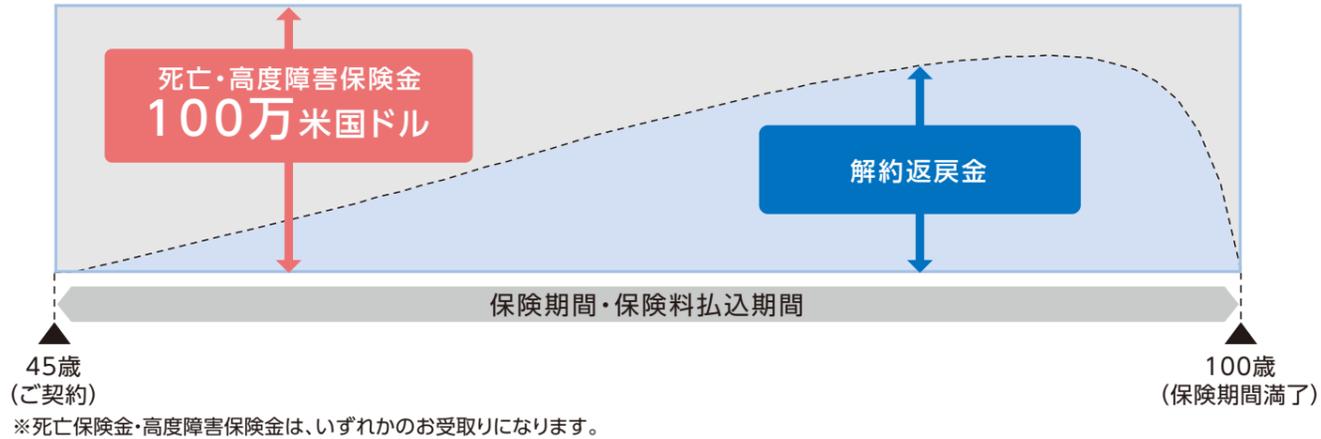
経理処理について

為替リスクについて

「ご契約にかかる費用について

商品のしくみ

ご契約例 ●契約者・保険金受取人：法人 ●契約年齢(被保険者)：45歳(男性) ●保険金額：100万米ドル
●保険期間・保険料払込期間：100歳満了 ●保険料(年払・口座振替扱)：20,210.00米ドル



解約された場合、経過年数に応じた解約返戻金を受取ることができます

解約返戻金は、緊急の運転資金や経営者が退職される際の退職慰労金の財源としてご活用いただくことができます。

払込保険料累計・解約返戻金推移表 ※上記のご契約例の場合

経過年数	年齢	A. 払込保険料累計 米ドル	B. 解約返戻金 米ドル	解約返戻率 約(B÷A)%
1年	46歳	20,210	7,900	39.0
3年	48歳	60,630	46,500	76.6
5年	50歳	101,050	86,400	85.5
10年	55歳	202,100	181,000	89.5
15年	60歳	303,150	284,200	93.7
20年	65歳	404,200	395,300	97.7
25年	70歳	505,250	515,600	102.0
30年	75歳	606,300	613,600	101.2
35年	80歳	707,350	702,200	99.2
40年	85歳	808,400	771,300	95.4
45年	90歳	909,450	809,000	88.9
50年	95歳	1,010,500	758,500	75.0
55年	100歳	1,111,550	0	0.0

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。
※実際の解約返戻金額等は、払込方法(回数)、経過年数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

この保険の保険料は、2024年9月17日現在における予定利率およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。

為替相場の状況等に応じて、受取方法や通貨を選べます

保険金や解約返戻金は一時金として円でお受取りいただけますが、以下の方法にて為替リスクの軽減を図ることも可能です。

例1 据置

- 受取時の為替相場の状況に応じて、**米ドルのまま据え置く**ことが可能です。
- 米ドル口座をお持ちの場合は、**米ドルのまま受取る**こともできます。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加した場合の一例です。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

例2 年金受取

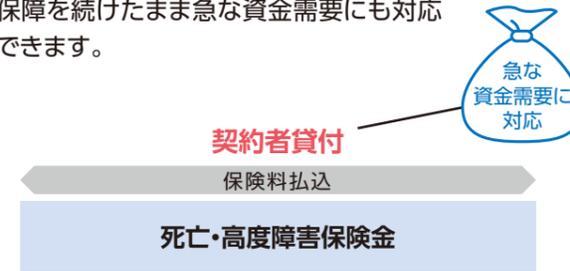
- 年金基金(*)が米ドルの場合、年金として円を受取ることで、受取時の**為替変動の平準化**を図ることができます。
- (*)年金のもととなる保険金・解約返戻金のことです。

経営サイクルや環境の変化に合わせ、資金調達やお支払方法の変更ができます

急に資金が必要となったとき

契約者貸付

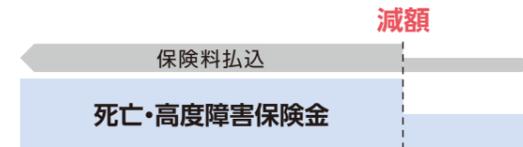
- 解約返戻金の一定割合を限度として契約者貸付をご活用いただけます。
- 保障を続けたまま急な資金需要にも対応できます。



保険料のご負担を軽くして、ご契約を続けたいとき

保険金額の減額

- ジブラルタ生命の定める範囲内で保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。
- ※減額後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。



個人契約として保障を引継ぎたいとき

名義変更

- 契約者を法人から個人に、受取人を法人からご家族に変えることにより、個人契約として保障を引継ぐことができます。
- 被保険者の退職時にあわせて、万一の保障を個人に引継げます。



※上図はお取扱いをご説明するためのイメージ図です。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内での取扱いとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

一時的に保険料の都合がつかないとき

自動振替貸付

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えします。
- お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。



保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき

払済保険への変更

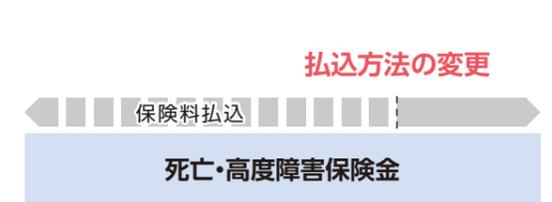
- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の米ドル建平準定期保険に変更することができます。
 - 払済保険変更後の保険金額は、払済保険に変更する前より一般的に小さくなります。
- ※払済後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。



保険料の払込方法を変更したいとき

保険料の払込方法(回数)変更

- 払込方法<月払・半年払・年払>を変更できます。



必要な備えについて

商品の特徴

米ドルについて

商品のしくみ

ご契約後の取扱いについて

経理処理について

為替リスクについて

ご契約にかかる費用について

経理処理について

定期保険の経理処理(概要)

■ 契約形態

契約者	被保険者	保険金受取人
法人	役員・従業員	法人

■ 保険料支払時

法人が負担する保険料は、最高解約返戻率^(※1)に応じて、一定の要件のもとで損金算入することができます。

(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

(※1) 保険期間中の解約返戻率(解約返戻金÷払込保険料累計額)のうち、最も高くなる解約返戻率。

<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

※契約形態、保険金の種類によって経理処理は異なります。

▶ 詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

最高解約返戻率	① 資産計上期間		② ①終了から③開始までの期間		③ 取崩期間	
	保険料の経理処理		保険料の経理処理		保険料の経理処理	
50%以下	期間の経過に応じて損金算入					
50%超 70%以下	保険期間の 前半4割相当	当期分支払保険料のうち4割を資産計上し、6割を損金算入	当期分支払保険料	保険期間の4分の3経過後から保険期間終了日まで		
70%超 85%以下		当期分支払保険料のうち6割を資産計上し、4割を損金算入				
85%超	最高解約返戻率となる期間が終了するまで ^(※2) ^(※3)	〈当初10年間〉 当期分支払保険料のうち「当期分支払保険料×最高解約返戻率×90%」を資産計上し、残額を損金算入	当期分支払保険料を損金算入	解約返戻金が最も高い金額となる期間 ^(※3) に該当する場合は、 ^(※3) による資産計上期間)経過後から、保険期間終了日まで		<ul style="list-style-type: none"> ・当期分支払保険料を損金算入 ・資産計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩して損金算入
		〈11年目以降〉 当期分支払保険料のうち「当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%」を資産計上し、残額を損金算入				

(※2) 最高解約返戻率となる期間経過後において、「(当年度の解約返戻金-前年度の解約返戻金)÷年換算保険料相当額」が7割を超える期間がある場合はその期間まで。

(※3) 資産計上期間が5年未満となる場合は5年間。(保険期間が10年未満の場合は保険期間×1/2)

※最高解約返戻率が「50%超70%以下」で年換算保険料相当額(一被保険者あたり2以上の契約がある場合は合計額)が30万円以下の場合、期間の経過に応じて損金算入となります。

■ 保険金・解約返戻金受取時

資産計上額がある場合は取崩し、受取額との差額を「雑収入」として益金(または「雑損失」として損金)に算入します。

経理処理例

ご契約例

- 契約者・保険金受取人：法人
- 契約年齢(被保険者)：45歳(男性)
- 保険金額：1億円
- 保険期間・保険料払込期間：100歳満了
- 保険料(年払・口座振替)：200万円
- 最高解約返戻率：100%
- 資産計上期間：1～37年目
- 取崩期間：47～55年目

【保険料支払時】

① 資産計上期間(1～10年目)

「当期分支払保険料×最高解約返戻率×90%」を「前払保険料」として資産に計上し、残額を「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	200,000円	現預金	2,000,000円
前払保険料	1,800,000円		
※1～10年目の前払保険料の合計額(A)		18,000,000円	

② 資産計上期間(11～37年目)

「当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%」を「前払保険料」として資産に計上し、残額を「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	600,000円	現預金	2,000,000円
前払保険料	1,400,000円		
※11～37年目の前払保険料の合計額(B)		37,800,000円	

③ ②終了から④開始までの期間(38～46年目)

当期分支払保険料を「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	2,000,000円	現預金	2,000,000円

④ 取崩期間(47～55年目)

当期分支払保険料を「保険料」として損金に算入するとともに、資産に計上した前払保険料累計額を残りの保険期間の経過に応じて均等に取崩し、「保険料」として損金に算入します。

借方		貸方	
保険料	8,200,000円	現預金	2,000,000円
		前払保険料	6,200,000円
※前払保険料…上記(A)+(B)の金額55,800,000円÷取崩期間9年 取崩期間の始まりが事業年度の途中の場合の取崩しは月数按分します。			

【保険金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を全額取崩し、受取った保険金との差額を「雑収入」として益金に算入します。

【例】 契約から10年目に死亡保険金1億円を受取った場合

借方		貸方	
現預金	100,000,000円	前払保険料	18,000,000円
		雑収入	82,000,000円
※契約から10年目の前払保険料の合計額は上記(A)の金額 18,000,000円			

【解約返戻金受取時】

「前払保険料」として資産に計上した額を全額取崩し、受取った解約返戻金との差額を「雑収入」として益金(または「雑損失」として損金)に算入します。

【例】 契約から10年目に解約返戻金1,700万円を受取った場合

借方		貸方	
現預金	17,000,000円	前払保険料	18,000,000円
雑損失	1,000,000円		
※契約から10年目の前払保険料の合計額は上記(A)の金額 18,000,000円			

※法人の財務諸表は円建で表示される必要があります。円建に換算する場合、為替相場の影響により、保険料・保険金・解約返戻金等の円換算額は大きく変動することがあります。

※この資料に記載されている税務取扱いは、2024年8月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来的に変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。
※個別の契約における、最高解約返戻率等の経理処理に必要な情報は、「保険設計書」等でご確認ください。

必ずご一読ください

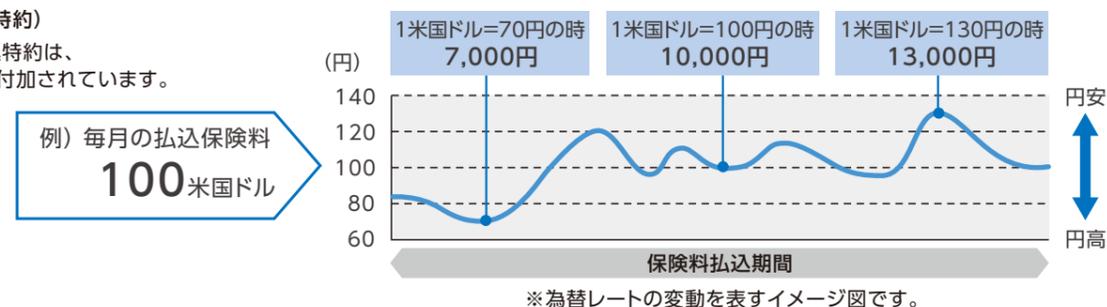
為替リスクについて
 (「円」でお取扱いする際の注意事項)

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お支払いいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で保険料等をお支払いいただく場合の為替レートと円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお支払いになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 「円」でお支払いいただく保険料は、毎回変動(増減)します。

(円換算払込特約)
 ※円換算払込特約は、あらかじめ付加されています。



2 「円」で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。

(円換算支払特約)

例) 保険金額 100,000 米国ドル

円高 ↑ 円安 ↓	1米国ドル = 70円の時	7,000,000円
	1米国ドル = 100円の時	10,000,000円
	1米国ドル = 130円の時	13,000,000円

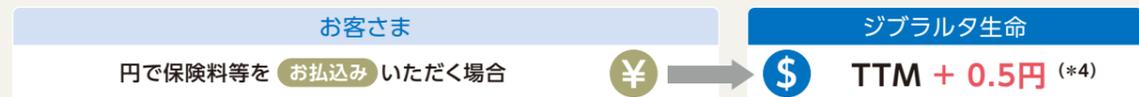
3 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は変動します。

(円換算貸付特約)

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^(※1)を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTS^(※2)を上回ることはありません。



※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTB^(※3)を下回ることはありません。

- (※1) 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)
- (※2) 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)
- (※3) 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)
- (※4) 2024年9月17日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
 ※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
 ※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

必ずご一読ください

ご契約にかかる費用について

■ 保険関係費用

お支払いいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

■ 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお支払いいただく場合の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円^(※5)/1米国ドル)が含まれています。

【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円^(※5)/1米国ドル)が含まれています。

【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必

要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

■ 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、年金管理費として支払年金額に対して1.0%^(※5)を年金支払日に年金基金から控除します。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約によるお取扱い

■ 解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日からジブラルタ生命所定の期間内に解約(減額)された場合、解約(減額)する日の責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額(解約控除^(※6))をご負担いただけます。

(※5) 2024年9月17日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

(※6) 解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載できません。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対象	換算基準日	適用する為替レート
1 円換算払込特約	第1回保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等を お支払い いただく場合の為替レート
	第2回以後の保険料 前納保険料 ^(※7)	保険料払込日の属する月の前月末日 ジブラルタ生命受領日(着金日)	
2 円換算支払特約	死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金 リビング・ニーズ特約による保険金 死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金	所定の必要書類を ジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で保険金・解約返戻金を お受取り になる場合等の為替レート
	保険金等の支払方法の選択に 関する特約による据置支払	据置期間満了前 据置期間満了時	
	年金等の支払方法の選択に関する特約による年金(年金基金が米国ドル建の場合)	年金支払日の前日	
3 円換算貸付特約	契約者貸付	借り入れ 返済	所定の必要書類をジブラルタ生命の 本社にて受理した日の前日
	自動振替貸付の返済	返済日の前日	円で保険料等を お支払い いただく場合の為替レート

(※7) 将来の保険料の全部または一部を前もってお支払いいただくことができます(前納)。
 ※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット(ホームページ)	ジブラルタ生命コールセンター
<p>https://www.gib-life.co.jp/</p> <p>営業日ごとに、当日午前0時に公開します。</p>	<p>一般のお客さま</p> <p>ミナジブロック 通話料無料</p> <p>0120-37-2269</p> <p>募集代理店を通じてご加入されたお客さま</p> <p>ナンバージブロック 通話料無料</p> <p>0120-78-2269</p> <p>【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00 土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・年末年始を除く)</p>

必要な備え

商品の特徴

米国ドル

商品のしくみ

取扱い

契約後の

経理処理

為替リスク

費用



2024.9 新設

◀ジブラルタ生命用

保険料例(年払・口座振替扱)

2024年9月17日現在

●契約者：法人 ●保険金額：100万米ドル ●保険期間・保険料払込期間：100歳満了

	契約年齢(被保険者)								単位：米ドル
	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	
男性	12,697.00	14,555.00	16,838.00	20,210.00	24,500.00	30,074.00	36,784.00	45,995.00	
女性	10,518.00	11,929.00	13,615.00	16,115.00	19,212.00	23,101.00	27,631.00	33,779.00	

お取扱いについて

契約年齢範囲・保険期間・保険料払込期間

契約年齢範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間
15~75歳	100歳 ●

保険料払込方法<回数>

月払、半年払、年払

高額割引制度について

ご契約の保険金額が15万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

付加できる主な特約

- リビング・ニーズ特約
 - 指定代理請求特約
 - 疾病障害による保険料払込免除特約
 - 保険金等の支払方法の選択に関する特約(*)
- (*)ご契約時に付加することはできません。

その他

- 当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- この保険には満期保険金はありません。
- この保険は保険期間・保険料払込期間の変更、延長定期保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には更新のお取扱いはありません。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※お申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。

※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年8月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

※生命保険の目的は将来起こりうるリスクにそなえることであり、保険金や保険料等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269**募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま **0120-78-2269**ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>通話料
無料

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

Gi-A-2024-018(YK:2027.9.30)